

令和4年2月8日

答 申 書

京都市長 門 川 大 作 様

京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会

会 長 瀧 本



令和4年2月8日付けで諮問のありました令和4年度京都市国民健康保険事業について、下記のとおり答申します。

記

国民健康保険料の賦課限度額の改定について

基礎賦課額の賦課限度額を63万円から65万円に、
後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を19万円から20万円に改定することは、適当であると認める。

あわせて、保険者として京都市は、別記の付帯意見について、誠実に実施されるよう要望する。

付 帯 意 見

1 被保険者に対する丁寧な説明について

今回の保険料引上げの必要性や中間所得者層の負担軽減を図るために賦課限度額の改定を行うことについて、被保険者に対してわかりやすく丁寧に説明すべきである。

2 国保運営の安定化に向けた取組みについて

高齢化の進展や医療の高度化により、1人当たり医療費は増加傾向にあり、今後も厳しい国保財政が続くことが予想される。京都市においては、保健事業等による医療費適正化や保険料、一般会計繰入金等の財源確保など国保運営の安定化に引き続き取り組むべきである。

3 国に対する要望について

低所得者や高齢者の加入割合が高いといった国保制度の構造的課題の解決を図るため、様々な制度改革等が実施されてきたが、抜本的な解決には至っていない。引き続き、国に対し、医療保険制度の一本化とそれが実現するまでの財政措置の拡充を強く求めるべきである。